

令和7年度 運営指導等結果

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【北区】			
重心型放課後等デイサービス Sunny ((特非)こども未来)	文書による指摘事項はありません。	令和7年6月24日	—
放課後等デイサービス 音希 ((特非)音希)	①個別支援計画の作成等について 個別支援計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 ついては、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 ②障害児に医療的ケアを提供する場合について 社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に規定する特定行為の実施に当たっては、登録特定行為事業者として京都府の登録を受けること。	令和7年7月17日	① 改善済 ② 改善済
通所支援事業所山の家 ((福)京都さつき会)	文書による指摘事項はありません。	令和7年8月27日	—
発達支援ステーション そらつく ((特非)そらつく)	文書による指摘事項はありません。	令和7年8月28日	—
くじら雲 ((一社)くじら雲)	文書による指摘事項はありません。	令和7年9月9日	—
児童発達支援事業所 ひろば ((特非)福祉広場)	文書による指摘事項はありません。	令和7年9月24日	—
放課後等デイサービス もうひとつのきぼう ((一社)SMILE LIVING)	文書による指摘事項はありません。	令和7年9月30日	—
アットスマイリー北大路 ((株式)KMCライフ)	①児童指導員等加配加算(常勤換算・経験5年以上を配置する場合)について 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等(児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者)を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 ②専門的支援体制加算について 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員)を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和7年10月7日	① 改善済 ② 改善済
放課後等デイサービス ノーザンライツ ((株式)HanaMana)	文書による指摘事項はありません。	令和7年12月17日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
視覚支援あいあい教室 ((福)京都ライトハウス)	関係機関連携加算(Ⅰ)について 障害児が通う保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る個別支援計画に関する会議を開催し、保育所等施設との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算できるが、他の障害児通所支援事業所等との連携について当該加算を算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和8年1月22日	改善済
【上京区】			
このこのアート 京都 ((株式)マコム・プランニング)	家族支援加算(Ⅰ)について 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児等の居宅を訪問又は事業所等において対面により、障害児及びその家族等に対して相談援助等を行った場合に、支援内容に応じて所定単位数を加算できるが、事業所内等における相談援助について障害児等の居宅を訪問して相談援助を行った場合の単位数を算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和7年7月3日	改善済
京のさ〜くる ((学)京和学園)	文書による指摘事項はありません。	令和7年7月29日	—
むすびのあゆみキッズ ((株式)エッセンス)	文書による指摘事項はありません。	令和7年7月30日	—
児童発達支援事業所 御所ひろば ((特非)福祉広場)	文書による指摘事項はありません。	令和7年9月4日	—
放課後等デイサービス Silky西陣 ((株式)和泉)	文書による指摘事項はありません。	令和7年10月21日	—
Port円町 ((株式)Life-Cycle)	自動車を運行する場合の所在の確認について 障害児の送迎を目的とした3列以上の座席を有する自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行うこと。	令和7年11月18日	改善済
成助 ((株式)うさぎの杜)	文書による指摘事項はありません。	令和8年1月14日	—
京都カナガク学習センター 河原町今出川校 ((株式)日本教育指導協会)	文書による指摘事項はありません。	令和8年2月19日	—
【左京区】			
bridge ((同)mock up)	文書による指摘事項はありません。	令和7年6月12日	—
こどもサポート教室「きらり」修学院校 ((株式)クラ・ゼミ)	文書による指摘事項はありません。	令和7年6月25日	—
放課後等デイサービス きぼう ((一社)SMILE LIVING)	文書による指摘事項はありません。	令和7年9月10日	—
Feel ((株式)plus f)	文書による指摘事項はありません。	令和7年10月8日	—
ジュニアスペース・らいぶ北白川 ((株式)スカイ)	個別サポート加算(Ⅰ)について 指定放課後等デイサービス事業所等であって、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等所において、行動上の課題を有する就学児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき30単位を所定単位数に加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず、30単位を加算していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和8年1月16日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
フレーム ((株式会社)サンセッション)	個別支援計画の作成等について 個別支援計画の作成及び変更にあたっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならないとされているが、同意を得ないまま指定通所支援を提供している事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、運営基準に基づき個別支援計画を作成及び変更し、個別支援計画に基づく支援を実施すること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和8年1月27日	改善済
アットすまいる二条岡崎 ((株式会社)KMCライブ)	個別サポート加算(Ⅰ)について 指定放課後等デイサービス事業所等において、行動上の課題を有する就学児として別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき30単位を所定単位数に加算できるが、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置していないにもかかわらず30単位を加算している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和8年1月29日	改善済
NEXT SCHOOL ((一社)地域スポーツ研究会)	文書による指摘事項はありません。	令和8年3月3日	—
ギアセカンド ((同)I&I)	文書による指摘事項はありません。	令和8年3月5日	—
【中京区】			
放課後等デイサービス Jiria (じりあ) ((株式会社)IDEA kyoto)	文書による指摘事項はありません。	令和7年7月8日	—
放課後等デイサービス しずく ((株式会社)エスエス)	障害児に医療的ケアを提供する場合について 以下の点について所要の措置を講じること。 (1) 医療的ケアの提供にあたっては、医師の文書により指示を受けること。 (2) 対象者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、医療的ケアの提供内容その他の事項を個別支援計画に記載すること。 (3) 医療的ケアを提供する全ての利用者又はその家族等に対し、医療的ケアの内容を説明し、同意を得ること。	令和7年7月16日	改善済
こどもの杜広場のびのび ((特非)国際医療支援機構)	文書による指摘事項はありません。	令和7年8月22日	—
放課後等デイサービス キッズまごのて (株式会社)(セルフサポート)	文書による指摘事項はありません。	令和7年10月15日	—
スマイルゲート西洞院 ((株式会社)スマイルゲートパートナーズ)	文書による指摘事項はありません。	令和7年10月22日	—
あおぞら御池 ((一社)京都府あおぞら会)	文書による指摘事項はありません。	令和7年11月5日	—
ウッドワン・デイサービス ((株式会社)市木工務店)	文書による指摘事項はありません。	令和7年11月11日	—
あおぞら西院 ((一社)京都府あおぞら会)	文書による指摘事項はありません。	令和7年11月19日	—
7th Sense 烏丸御池 ((株式会社)キャニオン・マインド)	文書による指摘事項はありません。	令和7年12月4日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
まーぶるにじょう ((特非)まーぶる)	①送迎加算(重心児又は医ケア児の場合)について 障害児(重症心身障害児又は医療的ケア児)に対して、その居宅等又は当該障害児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 ②業務継続計画の策定等について 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定することとされているが、貴事業所において、感染症に係る業務継続計画が策定されていないことを確認した。 については、業務継続計画未策定減算に該当するため、基準を満たさない事実が生じた月からその状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算すること。 ③障害児に医療的ケアを提供する場合について 以下の点について所要の措置を講じること。 (1) 医療的ケアの提供に当たっては、医師の文書により指示を受けること。 (2) 喀痰吸引等を実施する全ての利用者又はその家族等に対し、特定行為業務(喀痰吸引等業務)計画書の内容を説明し、同意を得ること。	令和8年2月18日	① 改善済 ② 改善済 ③ 改善済
【東山区】			
放課後デイ あかり ((株式)あかり)	文書による指摘事項はありません。	令和8年3月10日	—
LITALICOジュニア三条教室 ((株式)LITALICOパートナーズ)	文書による指摘事項はありません。	令和8年3月12日	—
【山科区】			
運動と学習とふれあいの健やか倶楽部 ((医)優誠会)	①身体拘束等の禁止について 身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じること。 (1) 身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施すること。 については、身体拘束廃止未実施減算に該当するため、改善計画に基づき、事実が生じた月から3月後に改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算すること。 ②虐待等の禁止について 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じること。 (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施すること。 については、虐待防止措置未実施減算に該当するため、改善計画に基づき、事実が生じた月から3月後に改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算すること。	令和7年7月2日	① 改善済 ② 改善済
KID ACADEMY 山科校 ((株式)阪田)	文書による指摘事項はありません。	令和7年7月31日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
スパーク京都山科店 ((株式)東山)	虐待等の禁止について 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じること。 (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施すること。 については、虐待防止措置未実施減算に該当するため、改善計画に基づき、事実が生じた月から3月後に改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算すること。	令和7年8月21日	改善済
フルール ((株式)クラウドナイン)	文書による指摘事項はありません。	令和7年10月16日	—
スマイルゲート 山科 ((株式)スマイルゲートパートナーズ)	文書による指摘事項はありません。	令和7年10月30日	—
放課後等デイサービス ヴェインテ ((福)福朗)	文書による指摘事項はありません。	令和8年1月15日	—
fun (株式)(plus f)	文書による指摘事項はありません。	令和8年1月28日	—
洛和山科小山児童園てくてく親子教室 ((福)洛和福祉会)	個別支援計画の作成等について 個別支援計画の作成及び変更にあたっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならないとされているが、同意を得ないまま指定通所支援を提供している事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、運営基準に基づき個別支援計画を作成及び変更し、個別支援計画に基づく支援を実施すること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和8年2月5日	改善済
放課後等デイサービス ライフステップみささぎ ((株式)ライフステップ)	文書による指摘事項はありません。	令和8年2月17日	改善済
放課後等デイサービス プチ・アンジュ ((株式)はるか)	文書による指摘事項はありません。	令和8年2月25日	改善済
【下京区】			
アットすまいる烏丸七条 ((株式)KMCライフ)	①児童指導員等加配加算(常勤専従・経験5年以上を配置する場合)について 指定放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等(児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者)であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 ②個別サポート加算(Ⅰ)について 指定放課後等デイサービス事業所等において、行動上の課題を有する就学児として別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき30単位を所定単位数に加算できるが、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置していないにもかかわらず30単位を加算している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和7年6月18日	① 改善済 ② 改善済
夢来(むつく) ((株式)レーヴ)	文書による指摘事項はありません。	令和7年7月11日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
LITALICOジュニア烏丸教室 ((株式会社)LITALICOパートナーズ)	文書による指摘事項はありません。	令和7年8月19日	—
ちゃおチャイルドアカデミー ((株式会社)ヴィヴァーチェ)	①基本報酬について 児童発達支援給付費の算定に当たっては、通所支援計画に位置付けられたサービス提供時間に応じた報酬を算定できるが、誤った時間区分により算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 ②個別支援計画の作成等について 個別支援計画が作成されていないままサービス提供がなされていた事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、運営基準に基づき個別支援計画を作成し、個別支援計画に基づく支援を実施すること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和7年9月2日	① 改善済 ② 改善済
夢来(むっく)2号店 ((株式会社)レーヴ)	強度行動障害児支援加算(Ⅰ)について 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する障害児に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスを行うものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービスを行った場合に算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和7年11月20日	
あおぞら七条 ((一社)京都府あおぞら会)	①強度行動障害児支援加算(Ⅰ)について 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する障害児に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスを行うものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、当該指定放課後等デイサービス等を行った場合に算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 ②定員の遵守について 利用定員を超えた受入ができるのは、適正なサービスが確保されることを前提として、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合に限るので、定員を遵守すること。	令和7年11月26日	① 改善済 ② 改善済
Premiumcare CODOMODUS みやび ((特非)ラマモンソレイユ)	文書による指摘事項はありません。	令和8年1月13日	—
【南区】			
モンキーポッド輪 ((株式会社)ココリナ)	業務継続計画の策定等について 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定することとされているが、貴事業所において、感染症に係る業務継続計画が策定されていないことを確認した。 については、業務継続計画未策定減算に該当するため、基準を満たさない事実が生じた月からその状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算すること。	令和7年7月24日	改善済
モンキーポッド ((株式会社)ココリナ)	文書による指摘事項はありません。	令和7年8月6日	—
放課後等デイサービス まほうの木 ステラ ((株式会社)TLP)	文書による指摘事項はありません。	令和7年9月3日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
童夢(どうむ) ((株式会社)レーヴ)	文書による指摘事項はありません。	令和7年11月4日	—
JOJO+PLUS ((一社)みつより)	福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)等について 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)は、指定基準により置くべき児童指導員若しくは保育士(以下、「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること、又は児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であることのいずれかに該当するものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにも関わらず加算を算定している事例を確認した。 また、福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は福祉専門職員配置等加算を算定していることが要件となっていることから、福祉専門職員配置等加算の要件を満たしていない月については、福祉・介護職員等処遇改善加算の区分を(Ⅱ)に変更すること。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和8年1月8日	改善済
【右京区】			
ハッピーテラス西院教室 ((株式会社)ラインシステム)	文書による指摘事項はありません。	令和7年6月17日	—
HARULAND 京都 ((株式会社)Billion)	文書による指摘事項はありません。	令和7年6月26日	—
るびなす ((一社)子ども発達支援会)	文書による指摘事項はありません。	令和7年7月9日	—
児童発達支援事業所 ハイタッチ ((株式会社)わさん)	欠席時対応加算について 障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に所定単位数を加算できるが、連絡調整その他の相談援助を行っていないにもかかわらず加算を算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和7年7月10日	改善済
こどもサポート教室「きらり」西院校 ((株式会社)クラ・ゼミ)	文書による指摘事項はありません。	令和7年7月23日	—
放課後児童デイサービス ビーフレンズ西京極校 ((株式会社)ビーライフ)	文書による指摘事項はありません。	令和7年9月11日	—
放課後等デイサービスJilia(じりあ)ラボ ((株式会社)IDEA Kyoto)	文書による指摘事項はありません。	令和7年10月17日	—
あおぞら外大前 ((一社)京都府あおぞら会)	個別サポート加算(Ⅰ)について 指定放課後等デイサービス事業所等であって、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等所において、行動上の課題を有する就学児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき30単位を所定単位数に加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず、30単位を加算していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和7年11月12日	改善済
あおぞら太秦 ((一社)京都府あおぞら会)	定員の遵守について 利用定員を超えた受入ができるのは、適正なサービスが確保されることを前提として、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合に限るので、定員を遵守すること。	令和7年12月3日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
放課後等デイサービス おにぎり ((株式)Y)	虐待等の禁止について 虐待の発生又は再発を防止するため、従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施すること。 については、虐待防止措置未実施減算に該当するため、改善計画に基づき、事実が生じた月から3月後に改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算すること。	令和7年12月9日	改善済
にじいろ山ノ内 ((株式)グローイング)	文書による指摘事項はありません。	令和7年12月10日	—
放課後等デイサービス Leo梅津 ((特非)Next Stage)	①基本報酬について 指定放課後等デイサービスについては、通所支援計画に位置付けられたサービス提供時間に応じた報酬を算定できるが、通所支援計画において支援の提供時間が定められていないにもかかわらず、「30分以上1時間30分以下」の時間区分以外で算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 ②欠席時対応加算について 障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に所定単位数を加算できるが、連絡調整その他の相談援助を行っていないにもかかわらず加算を算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和7年12月16日	① 改善済 ② 改善済
Kiddy Tスクール ((株式)多聞)	文書による指摘事項はありません。	令和7年12月18日	—
放課後等デイサービス まほうの木アウラ ((株式)TLP)	定員の遵守について 1日の障害児の数が利用定員に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うこととされているが、適切に減算されていない事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 なお、利用定員を超えた受入ができるのは、適正なサービスが確保されることを前提として、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合に限るので、定員を遵守すること。	令和8年1月20日	改善済
にじいろ西京極 ((株式)グローイング)	文書による指摘事項はありません。	令和8年1月21日	—
こもれび ((一社)ステップアップ)	文書による指摘事項はありません。	令和8年2月3日	—
ばれっと ((特非)夢いろ)	文書による指摘事項はありません。	令和8年2月12日	—
放課後等デイサービス 蒼 ((株式)エスエス)	文書による指摘事項はありません。	令和8年2月26日	—

【西京区】			
放課後等デイサービス こだま ((株式)Jフリード)	個別サポート加算(Ⅰ)について 指定放課後等デイサービス事業所等であって、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等所において、行動上の課題を有する就学児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき30単位を所定単位数に加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず、30単位を加算していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和7年6月11日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
放課後児童デイサービス ビーフレンズ桂物集女校 ((株式会社)ビーライフ)	文書による指摘事項はありません。	令和7年6月19日	—
とろんこアカデミーブリック ((株式会社)マコム・プランニング)	文書による指摘事項はありません。	令和7年7月15日	—
放課後等デイサービス こだま2nd ((株式会社)Jフリード)	文書による指摘事項はありません。	令和7年10月1日	—
京都ほせんオリーブ館 ビーすさいん ((福)京都基督教福祉会)	個別支援計画の作成等について 個別支援計画の作成及び変更にあたっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならないとされているが、同意を得ないまま指定通所支援を提供している事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、運営基準に基づき個別支援計画を作成及び変更し、個別支援計画に基づく支援を実施すること。 ついで、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和7年10月14日	改善済
放課後児童デイサービス ビーフレンズ千代原口校 ((株式会社)ビーライフ)	文書による指摘事項はありません。	令和7年11月6日	—
放課後等デイサービス HEARTY 榎原教室 ((一社)ジャパンインクルーシブアカデミー)	児童指導員等加配加算(常勤専従・経験5年以上を配置する場合)について 指定放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等(児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者)を常勤で1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。 ついで、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和7年11月7日	改善済
とろんこアカデミー ((株式会社)マコム・プランニング)	文書による指摘事項はありません。	令和7年12月12日	—
放課後等デイサービス さんぱち ((一社)38JETS)	文書による指摘事項はありません。	令和8年2月4日	—
こどもサポート教室「きらり」阪急桂駅前校 ((株式会社)クラ・ゼミ)	文書による指摘事項はありません。	令和8年3月4日	—
【伏見区】			
Reバース 下鳥羽 ((株式会社)一丸)	文書による指摘事項はありません。	令和7年6月27日	—
あさひkids倶楽部 城南宮 ((株式会社)グランディール)	文書による指摘事項はありません。	令和7年7月1日	—
スマイルふしみ ((株式会社)スマイルスマイル)	文書による指摘事項はありません。	令和7年7月22日	—
アートチャイルドケアSEDスクール京都竹田 ((株式会社)アートチャイルドケア)	文書による指摘事項はありません。	令和7年8月5日	—
カラフルハウス ((株式会社)(OFFICE COLOFUL)	文書による指摘事項はありません。	令和7年10月28日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
PARC(パルク)ウィル伏見 ((株式会社)メディケア・リハビリ)	①個別支援計画の作成等について 個別支援計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 ②障害児に医療的ケアを提供する場合について 医療的ケアを提供する全ての利用者又はその家族等に対し、医療的ケアの内容を説明し、同意を得ること。	令和7年10月29日	① 改善済 ② 改善済
からふるはうす 丸町 ((株式会社)OFFICE COLOFUL)	文書による指摘事項はありません。	令和7年11月27日	—
ぐっどすまいる丹波橋 ((特非)Smile Base)	文書による指摘事項はありません。	令和7年12月2日	—
【深草支所】			
放課後等デイサービス ウィズ・ユー藤森 ((株式会社)モデラート)	文書による指摘事項はありません。	令和7年9月18日	—
COLOFUL HOUSE FUJINOMORI ((株式会社)OFFICE COLOFUL)	文書による指摘事項はありません。	令和7年12月11日	—
す悟ろく ((同)Officeさかい)	文書による指摘事項はありません。	令和8年2月24日	—
【醍醐支所】			
児童発達支援 えがお・放課後等デイサービス ひまわり ((株式会社)イーイーエム)	①福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)について 指定基準により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして京都市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにも関わらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 ②障害児に医療的ケアを提供する場合について 医療的ケアを提供する全ての利用者又はその家族等に対し、医療的ケアの内容を説明し、同意を得ること。	令和7年9月16日	① 改善済 ② 改善済
放課後等デイサービス vive ((同)ACE)	文書による指摘事項はありません。	令和7年11月13日	—
放課後デイサービス あした場 ((特非)明日堂)	欠席時対応加算について 障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に所定単位数を加算できるが、連絡調整その他の相談援助を行っていないにもかかわらず加算を算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和8年2月10日	改善済